

## 第1回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成26年12月5日（金）午後4時から午後6時15分

開催場所：市役所本庁舎302号会議室（経営会議室）

出席者：15名（欠席者1名）

傍聴者：0名

報道関係者：1名

### 1 開会

### 2 委嘱状交付

### 3 市長あいさつ

### 4 委員紹介

### 5 会長、副会長選出

事務局推薦により、会長に伊佐委員、副会長に平尾委員を選出

### 6 諮問

### 7 議事

（1）まちづくり基本条例策定審議会及び今後のスケジュールについて（参考資料5及び資料②の説明）

（2）条例制定の背景及び条例原案の検討経過について（資料③の説明）

（質疑応答）

#### ○委員

参考資料として配布してある「まちづくり基本条例市民検討会」の資料については、この審議会でも説明してもらえるのか。

#### ●事務局

市民検討会における議論及び資料については、条例案の審議の際に適宜説明を行ないたいと考えている。

#### ○会長

資料③の表題では「協働のまちづくり推進条例制定に向けて」となっているが、この審議会の名称は「まちづくり基本条例策定審議会」となっている。

この点について、この審議会において審議するのは「協働のまちづくり推進条例案」ということになるのか。

●事務局

これまで市民検討会においても「まちづくり基本条例」という名称で条例を議論いただいてきたところであるが、条例の内容としては市民参加協働型の条例となっていること、また、先に開催した「まちづくり基本条例」をテーマとした「市長と語るまちづくり市民懇談会」において、市民に対して条例内容の説明を行なったところ、市のまちづくり全てにかかわる条例といった誤解の声が多くあったことから、行政内部でも議論を行い条例の本来の趣旨、目的を踏まえた中で条例名称については「協働のまちづくり推進条例」と変更させていただき、本日の審議会に出させていただいているところである。

○会長

諮問に対して答申を行なう場合、審議の過程で条例名称が変わる場合もあると考えて良いのか。

●事務局

審議会の議論の中で条例名称が「まちづくり基本条例」の方が適当ということになれば、審議会としてはその名称での答申になると考える。

○会長

委員へ案内を通知する際は、当面、「まちづくり基本条例策定審議会」という名称で通知することになるのか。

●事務局

今年1月に市民検討会が設置されたときから条例名称は「まちづくり基本条例」で進めてきているところである。

一方、審議会の名称は条例によって定めることになっており、その審議会の設置条例を今年の6月議会に提案し議決を受けているため、審議会の名称は「まちづくり基本条例策定審議会」という名称になっている。

そして、先ほど説明したとおり、「市長と語るまちづくり市民懇談会」において、「まちづくり基本条例」という条例名称から市民の誤解の声が多くあったため、行政内部で議論して条例名称については「協働のまちづくり推進条例」ということで審議会に出させていただいているところである。

○委員

資料③P5で地方分権の進展により自らの地域のことは自らの責任で決定する必要性が増してきたという説明があったが、このことに関して、大牟田の現状と条例制定によってどのような状態になることを目指しているのか聞きたい。

●事務局

平成12年に地方分権一括法が施行された。

それまでは、全国一律の基準で地方は国の方針に従えば良かったが、昨今、地域の課題を一律の基準で解決することが難しい状況が生じるようになってきたことから、地域住民と行政が一体となって地域の課題に取り組むという流れに変わってきた。

大牟田市の現状としては、市で新たな計画を策定する場合には、ワークショップやパブリックコメントなどを実施し、市民の意見を反映させるなど、まちづくりを市民とともに進めることとしているが、未だ十分とはいえないと考えている。

このため、市民と行政との協働を進めるためにも、この条例を作ってまちづくりを進めたいと考えているところである。

○会長

この地域という言葉は全国的な単位で捉えた場合、市町村という単位になると思うが、地域をより小さい単位で捉えた場合には、地域とは校区という単位になると思う。

この条例は、この校区単位で自治を決定できるような状態につなげていこうとするものだと思う。

地方分権に関しては、国は地方に権限は渡しても、財源は移譲しないという状況もある。

国も地方も財源が無い中で、知恵を絞ってまちづくりをしようというのが、国サイドの考えであるが、地方分権の進展は地域によっても異なるというのが現状だと思う。

○委員

ここでいう地域とは大牟田市のことを指すのか、それとも校区のことを指すのか。

●事務局

国と地方という捉え方をした場合には、地域とは地方自治体ということになるが、これを大牟田市の中で捉えた場合には地域とは、21の校区ということになる。

○委員

条例を審議するときにはどちらを主体的に考えていくということになるのか。

●事務局

条項によって市全体と校区単位で捉える場合と両方あると考える。

○会長

基本的には市全体ということになるが、より具体的に考える場合は校区単位まで考える必要があるということになるのではないかと思う。

○委員

条例を審議する場合は校区単位ではなく、大牟田市全体を捉えた中での審議になるのではないか。

別の質問だが、資料③のP9、町内公民館の加入率が33.6%というデータがあるが、町内公民館に加入しない本質的な原因は何かあるのか。

●事務局

一つ目の質問について、条例の適用範囲については大牟田市全体ということ

になる。

ただし、校区単位で市が形づくられているということから、そういった校区単位での状況も踏まえながら条例を考える必要もあるということになる。

もう一つの質問について、以前、約75%あった町内公民館の加入率は、現在、約34%にまで減少している。

このため、コミュニティの衰退に歯止めをかけるため、市では地域コミュニティ基本指針を策定し、校区まちづくり協議会という新たな地域コミュニティの形成に取り組んでいるところである。

この校区まちづくり協議会には、町内公民館や自治体に加え地域の団体も加入できる仕組みとなっており、そういった団体の加入を進めることによって、新たな地域コミュニティ作りに取り組んでいるところである。

町内公民館の加入率が減少してきている理由については、資料③のP10に示しているように、隣近所との関わりに対する考え方の変化など、地域における住民の価値観やニーズの変化が一因になっていると考えられる。

#### ○委員

自分は町内公民館の代表としてこの会議にでてきているが、町内公民館の加入率が上がらないこともあり、市の提案により校区まちづくり協議会をつくるという話になった。

校区まちづくり協議会では現在、加入率50%を目標に取り組みを進めているが、なかなか加入率はあがらない。

また、他所からの転入者してきたマンションの住民などは地域の自治組織には入らない。

校区まちづくり協議会の加入率があがらない点は、現在ある15の校区まちづくり協議会全てが苦勞しているところである。

21校区のうち6校区でまだ校区まちづくり協議会が組織されていないが、そのうちの2校区については、近く校区合併することになるので校区まちづくり協議会が設立されることになると思うが、あとの2つの校区については設立が難しい状況にある。

校区まちづくり協議会への加入率を50%にはしたいとは思っているが、他都市では行政区として半強制的に自治組織に加入させているところもある。

我々として行政区的に半強制的に自治組織へ加入させることを内部で検討しており、市へも提言したいと考えている。

そうすることによって将来的に校区まちづくり協議会の加入率を50%までもっていければ良いと考えている。

#### ○委員

地域の防犯や安心安全の取り組みは、地域住民がみんなで協働して取り組んでいくものだと思う。

そういうことを考えると、校区まちづくり協議会への加入に対する市の考え

方が強制的になっていかないと組織率が落ちていくのではないかという危惧がある。

市にはそういった積極的な姿勢で今後、取り組みを進めてもらいたいと思う。

○委員

残りの6校区が校区まちづくり協議会を設置しない大きな原因は何か。

○委員

地域にまとまりがないということもあるが、一概には言えないところもある。

●事務局

補足するが、校区まちづくり協議会の未設置校区の6校区全てが設立に反対しているわけではない。

そうした校区においては、校区まちづくり協議会の設立に向けた準備組織の途中にある所や、小学校の再編の手順を踏まえたうえで校区まちづくり協議会を設立しようというところなどがある。

未設置の6校区については設立に反対ということではないので、時間をかけて進めていけばうまくいくと考えているので、これからも積極的に取り組みを進めていきたい。

○委員

15校区で校区まちづくり協議会ができたことによる現状での効果についてどういう状況か。

●事務局

それぞれの校区において課題が異なるところはある。

従前、校区ごとの運動会では町内公民館の加入者のみが参加の対象だったが、校区まちづくり協議会で実施する運動会では、その校区の住民なら誰でも参加できるようになっている。

また、全校区の住民を対象に広報紙を配布して加入啓発を行なっているところもある。

それ以外にも、コミュニティバスの取り組みや、災害関係の訓練など、全校区民を対象にした新たな取り組みを行なっていただいている。

今後、こうした取り組みを参考として、取り組みの幅を広げてもらうための支援についても今後、行なっていきたいと考えている。

○委員

そういった校区での取り組みが充実していくことによって、町内公民館に参加していない人も地域活動に参加しないといけないというふうに変わっていけば良いと思う。

地方分権という意味で大牟田市という捉え方をすると、基本的な方針は大牟田市でひとつ、自主的、主体性を持った活動は校区ごとというのが良いのではないかと思う。

○会長

それと関係して資料④の第5章(地域コミュニティの活性化)にあるように、校区ごとの状況も考慮にいれながら包括的なものとして地域コミュニティの章を定めて良いかということをごさ方々に考えていただきたいということが狙いとしてあると思う。

○委員

参考資料4に関して、校区まちづくり協議会を条例で規定するのは、この条例が初めてになるのか。

●事務局

条例で規定するのは初めてとなる。

○委員

先ほど校区まちづくり協議会が設置されていない校区が6校区あるという話だったが、校区まちづくり協議会が設置されていない校区への支援はどうしていくのか。

それから、資料③のP13に「協働のまちづくり」の主な取り組みとして大牟田市民憲章制定とあるが、市民憲章が制定された昭和57年当時、協働という言葉は無かったと思う。

そういう意味で協働の主な取り組みとして市民憲章を言うのは言い過ぎではないか。

●事務局

確かに昭和57年当時に協働という言葉は無かったと思うが、全国的に協働が言われる中で、振り返ってみると市民憲章の中に、協働の趣旨に基づくものが既に入っていたということである。

時系列的ではないが、さかのぼってみると協働の流れが本市にはあったという捉え方ができると考える。

もう一つのお尋ねであるが、この条例では、地域コミュニティを活性化させていくために「地域コミュニティの活性化」という章を設け、まだ校区まちづくり協議会が設立されていない校区についても、設立に向けた大きな契機となるよう今後、取り組みを進めたいと考えている。

○会長

別のまちの話だが、高齢者や若者の独居率などの問題が全国的に指摘されている。

そういった人たちにいかに地域コミュニティに参加してもらうかという点で、コミュニティの面白い取り組みなどが必要だということが指摘されている。

また、その反面、地域に根付いたNPOの数が増えてきていることに示されているように、従来の地域コミュニティではなく、そういったNPOに住民が参加していこうとする動きもみられる。

副会長はNPOを主宰されているがその辺はどうか。

○副会長

先日、小学生5、6年生と中学1年生を対象とした地域活性化プランコンテストを開催し、自分たちの地域をどうやったら活性化できるかについて発表を行なった。

子どもたちは、大人が考えている以上に自分たちの住む地域のことを敏感に感じ取っている。

また、自分たちのやりたいことを行動に移す力を持っており、地域への愛着も持っている。

そういった子どもの力を伸ばすことによって、地域コミュニティの再生ができてくるのではないかと思う。

1ヶ月という短い取り組みの中で、子どもたちが自分たちの考えを提案できたというのは、これからの地域の大きな力になることではないかと思う。

子どもたちが積極的にまちづくりに参加できる機会を大人たちが与えることによって、地域が確実に盛り上がっていき、元気な大牟田を発信できるのではないかと思う。

#### ○会長

地域の課題解決のためには、地域コミュニティ活性化と市民活動の活性化の両方が必要で、場合によっては重なる部分を両方でやるということもでてくると思う。

地域コミュニティには参加しないが市民活動団体には参加する人もいる。

地域コミュニティにはしがらみがあって参加しにくいといったこともあるからだが、そういったことをなくすために校区まちづくり協議会をつくらうとしている。

そういった意味で、市民活動団体にも校区まちづくり協議会に参加してもらって、色々な発言をしてもらうというのが私の協働のまちづくりのイメージである。

#### ○委員

自分は市民憲章推進委員会からこの会議に参加しているが、市民憲章については詳しい資料を別に用意していただき、基本的な考え方をまず委員の皆さん方にご理解いただきたいと思う。

また、市民憲章の策定においては、協働に関する議論も十分なされていると自分は聞いている。

市民憲章の策定の会議録には協働という言葉は出てこないが、それに関係する文面は多数残っている。

委員の皆さん方には一度見ていただいたほうが良いと思う。

#### ●事務局

ご提案のあった市民憲章の資料については、委員の皆さんに後日、郵送させていただきます。

#### ○委員

大牟田市は公益法人を広い意味で捉えていない印象がある。市民活動に対してはNPO法人に限定しないで幅広く支援を行なってもらいたい。条例でNPOという書き方をすると、NPOの法人格をもっていないと支援を受けられないのではないかと思う。

色々な形のNPOがあると思うが、一般社団法人など簡単に作れて市民活動がしやすい団体があると思うので、活動のしやすさという面を捉えて活動を支援することを考えていくことが必要であり、また、条例においてもそういったことを明文化することが必要だと思う。

また、資料③のP19にある「市民活動補償制度」と「市民活動補助制度」とは具体的にどういうことをやっているのか。

#### ●事務局

「市民活動補償制度」と「市民活動補助制度」の資料については後日、委員の皆さんに郵送させていただきたい。

お尋ねの「市民活動補償制度」は、地域の皆さんが環境美化活動中に怪我をした場合にその治療費などを補償する制度。

また、「市民活動補助制度」には2種類あり、ひとつはNPOやボランティア団体を設立する場合に設立に係る費用に対し補助するもの。

もうひとつは、市民活動団体の事業提案に対し3年間にわたって事業費の一部を補助するものである。

#### ○会長

資料③のP19は「NPOやボランティア団体」とあるが、「NPO法人やボランティア団体」とするほうが分かりやすい。

これに関連して資料④のP5の定義の部分で、(5)市民活動とあり、NPO法人がこの中にはいると思うが、この部分についても皆さんに今後、ご議論をお願いしたい。

#### ○委員

資料③のP5に「地方の特性」という言葉があり、「地域の特性」を整理する必要があると思うが、これはどういった観点から整理すれば良いのか。例えば市民活動が活発であるということが「地域の特性」ということになるのか。

#### ●事務局

ここでいう「地域の特性」では大牟田市を地域として捉えており、地域の良い面を生かして大牟田市のことは市民の責任で決定するという意味である。例として、子育てに力を入れている自治体の場合には、それがその自治体の特性ということであり、そういった特性を生かしてこれからのまちづくりをどのように展開するか市民が決めていくといったイメージになる。

#### ○委員

地域の特性として考えなくてはいけないのは、子育て以外には具体的にどのようなものがあるのか

●事務局

この条例で地域の特性を生かした具体的な取り組みを、個々に具体的に掲げていくということにはなっておらず、地域の特性を生かしたまちづくりの取り組みは、市の総合計画の中で対応することになっている。

この条例では協働のまちづくりを推進していくために、市民と行政との協働が必要であるということから、市民の役割や行政の役割、協働のルールなどについて定めようとするものである。

○委員

この条例のベースになるのが地域コミュニティ基本指針だと思う。

参考資料4のP14からP16までに定められている、住民自治機能や安心安全な地域社会の形成などといった校区まちづくり協議会の役割が地域の特性だと自分は考えた。

そういった各校区の地域の特性を整理してまとめたものが、条例となるというふうに考えたがそういうことではないのか。

●事務局

市では、この地域コミュニティ基本指針のエキスを協働のまちづくりのために条例として定めたいと考えており、条例化することによって、市政における協働のまちづくりの位置づけも明確になると考えている。

校区まちづくり協議会の役割は全校区における課題であり、全ての校区で担ってもらいたい役割としての位置づけているものである。

この地域コミュニティ基本指針にある内容を条例として位置づけ、同時に支援策などについても明確にすることによって、市の責任なども明確にするものである。

○委員

条例というものがどのようなものかわからないが、例えば、全国的に子どもの安心安全が重要ということであれば、条例において子ども見守り隊を再編するといったことを定めるということになるのか。

●事務局

資料④のP19の人材育成の条項に「次世代の育成に努める」とあるが、これを根拠として子どもの見守りや若年者の育成支援などをやっていただくといったイメージになる。

○会長

補足すると指針等はその時の市長の裁量で決まる部分だが、条例化する場合には議会の賛成も必要になるので重みが全く違ってくる。

また、条例の中で大きく謳いこむことによって、具体的な運用が可能になるという側面もある。

また、市民検討会において人材育成が必要という意見があり、条例原案の中に人材育成の項目を入れているが、これは、他の都市にない大牟田の特徴であ

り、これもまさに地域の特性といえるものだと思う。

それから、定義部分で公益法人が事業者含まれるのかという点は個人的には違和感があるが、これも大牟田の特性を生かしたところといえないこともないと思う。

○委員

地域の特性を生かすという部分が条例を生かしていくポイントだと思ったので、地域の特性をどのように考え活用していけば良いかという点について質問させていただいた。

(3) まちづくり基本条例市民検討会報告書(条例原案)について(資料④の説明)

(質疑応答)

○委員

審議スケジュールは予定通りに終わらないといけないのか。

審議の回数が決まっており、それまでにまとめあげる必要があるのは分かるが、市民憲章があるのに今なぜこの条例を性急につくらなければいけないのか目的がわからない。

事務局から協働の機運が高まっているときに条例を作りたいという説明があったが、自分は協働の機運が高まっているとは感じていない。

自分としては、市民検討会のこれまでの資料を見て理解を深めてから次回に臨みたいと考えているが、条例の審議が時間切れになることを心配している。

●事務局

資料②のスケジュールだがこれはあくまでも予定であり、必ずこのスケジュールで審議を終わらせるということではない。

審議の進み具合によってはスケジュールが6月、7月までずれこむことも十分あると考えている。

目標としては27年9月議会に条例案を提案し議決を経た後、約半年間、条例内容の周知を行い、28年4月に条例施行ということで進めていきたいと考えている。

このスケジュールは現時点での進め方の目安としてお示ししているものであるということをご理解いただきたい。

○会長

いずれにしてもパブリックコメントは条例の検討が終わってから実施するというので、それが6月に以降になるかどうかわからないということで理解して良いか。

●事務局

そういうことである。

○委員

市民検討会で議論されていたときと条例の名称が変わっていたこともあり、市民検討会で議論されたことをこの少人数の審議会に変えて良いのかという思いがあったので質問させてもらった。

町内公民館の加入率の減少にもあるように、少数で決めたことに違和感を感じ、組織から抜けていく人がいるという弊害もあると思う。

全体の負担が非常に大きい中で、一部の人が決めルールが悪い方向に働くことを危惧している。

また、本日、参考資料として配布された市民検討会の資料も事前に渡してもらいたかった。

#### ○委員

自治体の法律である条例がどういうものかという説明が必要ではないかと思う。

広義のまちづくり条例に関する全国の状況を説明いただいた上で、大牟田における条例制定の進め方について説明をしてもらいたい。

#### ●事務局

全国で約300近くの自治体で自治基本条例やまちづくり基本条例が制定されている。

その辺の資料についても改めて送付させていただき、次回からの議論にスムーズに入ってもらえるように配慮したい。

#### (4) その他

次回審議会開催日程：平成27年1月19日（月）午後4時30分～